

【教育ノート】

相談援助実習評価の現状にみる 効果的な実習教育に向けた課題

—実習生と実習指導者との評価の相違点を中心に—

橋本有理子*, 柿木志津江*, 小口 将典*, 得津 慎子**, 中島 裕*, 種村理太郎***

Issues for Effective Practicum Education in the Present State of Field Practicum Evaluation in Social Work :
Focusing on Difference in Evaluation between Trainee of Social Work and Training Leader of Social Work

Yuriko Hashimoto, Shizue Kakigi, Masanori Oguchi, Shinko Tokutsu, Yutaka Nakajima and Ritaro Tanemura

I. 研究の背景と目的

2007年の社会福祉士及び介護福祉士法改正により、社会福祉士養成教育におけるカリキュラムや実習・演習教育のあり方が大きく見直されることになった。そして、相談援助実習教育の質の向上と標準化を目指し、2008年に、社団法人日本社会福祉士養成校協会によって作成されたものが「相談援助実習ガイドライン」である。その後2013年に、実習生が経験を通じて獲得・到達すべき水準の内容がより具体化され、その内容に応じ、想定される教育内容がわかりやすく示された、一般社団法人日本社会福祉士養成校協会による「相談援助実習ガイドライン」が新たに作成された。

このような相談援助実習ガイドラインや、各分野・種別に応じた実習プログラムの開発が積極的に行われ、効果的な相談援助実習が展開されやすくなったといえる。また、相談援助実習教育は、国家資格を取得するための法令に基づく養成教育に位置づけられた実習であることから、一定の実践水準を実習成果として担保していることを評価によって証明していく必要がある(川上, 2012)¹⁾。

しかし、限られた実習時間や実習期間、実習先の受け入れ体制や、実習指導者の通常業務と実習指導業務

との兼ね合いや、実習指導者の指導技術、実習生の力量、実習生と実習指導者、養成校教員との連携や共有など、多くの課題を抱えているのが現状にあることも事実である。そのため、実習生と実習指導者間での達成目標やそれに基づく双方の評価にも違いが見られたり、本来、実習生が経験すべき内容のうち経験できる項目が限定されたりすることが生じやすくなる。

そして、養成校と実習先が考える実習目標に違いがあれば、実習生が実習中に「自分の何が評価されるのか」について、認識・理解できないまま、実習が進行していき、掲げられている「実習目標」を達成しないまま実習を終えることになる。したがって、養成校が求める実習目標と実習先でできる実習内容とのすり合わせや連携が課題となる(江原ら, 2014)²⁾。

そのため、相談援助実習教育の質の担保と標準化に不可欠な「評価」を基軸とした、実習生と実習指導者、養成校教員の三者協働による実習教育のあり方が今後、より一層、重要であるといえる。

なお、文部科学省・厚生労働省連名通知に示されている「大学等において開講する社会福祉に関する科目の確認に係る指針について³⁾」では、「実習の評価基準を明確にし、評価に際しては実習先の実習指導担当者の評定はもとより、実習生本人の自己評価についても考慮して行うこと」と記されており、実習指導者の評

受付日 2017. 9. 20 / 受理日 2018. 1. 29

*関西福祉科学大学 社会福祉学部 准教授/**関西福祉科学大学 社会福祉学部 教授

***関西福祉科学大学 社会福祉学部 助教

価のみで実習生を評価することを推奨していない。すなわち、実習指導者からの実習生に対する評価の程度と、実習生による自己評価の程度には差異が認められる可能性が示唆されているものといえる。

そして、このような違いをふまえた実習後学習として、一般社団法人日本社会福祉士養成校協会による「相談援助実習指導ガイドライン」(2013)⁴⁾(以下、「指導ガイドライン(2013)」とする)では、実習後指導において、実習記録ノートや評価表により、実習で学習した内容の抽出や自己の成長と今後の課題の確認を、実習生が獲得・到達すべき水準としてあげている。また、実習指導者と実習生が各評価項目の評価に違いが認められた場合、評価したポイントや評価理由について話し合い、共有する取り組みも報告されている(関西学院大学実践教育研究会, 2014)⁵⁾ように、本来、実習生と実習指導者との間の評価差が生じた場合は、その評価の違いを共有し追究することが大切である。

一方で、実習生と実習指導者との間に生じる評価差だけでなく、そもそも、相談援助実習で設定されている、実習生が経験すべき項目が実施されていない現状もある。蒲生ら(2012)⁶⁾は、実習生の回答から、2年間にわたる研究の中で、相談援助実習の未経験項目を提示した上で、不十分な実習指導体制のもと、実習指導がうまくできずに悩み、実習生の受け入れに悪戦苦闘している実習指導者の実態に言及している。このような未経験項目についても、実習生と実習指導者との間での共有がうまく進められていなければ、未経験のとらえ方にも違いが生じやすくなるものといえる。

このように、実習生と実習指導者との間における各評価項目の評価差や未経験項目のとらえ方の現状に着目し、これからの相談援助実習教育のあり方を検討することは重要であるが、これまで実証的研究が積極的に行われてきていないのが現状である。そのため、実習生、実習指導者、養成校教員による三者協働について検討する上で、実習生と実習指導者との評価の現状に関するデータを蓄積していくことが求められる。

したがって、本研究では、実習生と実習指導者との間の各評価項目における評価差と未経験項目のとらえ方の現状を明らかにし、これからの相談援助実習教育の課題について検討する。

II. 研究方法

1. A 大学社会福祉学科の相談援助実習(実習前・後指導も含む)の流れ

調査方法を述べる前に、A 大学社会福祉学科の相談援助実習(実習前・後指導も含む)の流れを紹介する(図1)。

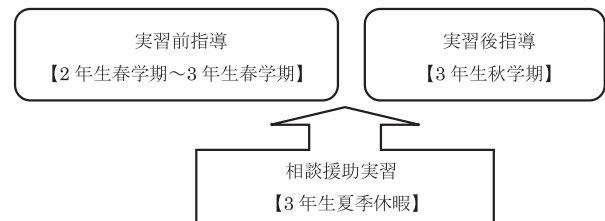


図1 A 大学社会福祉学科の相談援助実習(実習前・後指導も含む)の流れ

原則、3年生の夏季休暇(8月～9月)に相談援助実習が行われる。実習前指導は、2年生の春学期(4月～7月)から3年生の春学期(4月～7月)までの約1年半に行われ、実習後指導は、3年生の秋学期(10月～11月)の約2ヶ月で行われる。

2. 調査方法

調査対象は、大阪府内におけるA 大学社会福祉学科で、原則、3年生の夏季休暇に行われた相談援助実習後に、秋学期から相談援助実習指導(実習後指導)を履修していた実習生である。

調査方法は、2015年10月には2015年度実習生、2016年10月には2016年度実習生を対象に、秋学期の初回授業で、相談援助実習評価表内の各評価項目への自己評価を記入する集合調査法をそれぞれ実施した。

また、2015年度は、本研究協力への同意が得られた実習生(54名)を担当している実習指導者に、2015年8月～9月実施の相談援助実習における実習生の相談援助実習評価の活用に関する研究への協力を依頼した。本研究では、実習生と実習指導者をペアとして分析するため、双方ともに本研究協力への同意が得られた組を研究対象とした(54組)。研究対象を実習形態別にみると、レジデンシャル・ソーシャルワーク実習を行った実習生が34組、フィールド・ソーシャルワーク実習を行った実習生が20組であった。

2016年度は、本研究協力への同意が得られた実習

生 (39 名) を担当している実習指導者に、2016 年 8 月～9 月実施の相談援助実習における実習生の相談援助実習評価の活用に関する研究への協力を依頼した。本研究では、実習生と実習指導者をペアとして分析するため、双方ともに本研究協力への同意が得られた組を研究対象とした (39 組)。研究対象を実習形態別にみると、レジデンシャル・ソーシャルワーク実習を行った実習生が 24 組、フィールド・ソーシャルワーク実習を行った実習生が 15 組であった。

なお、レジデンシャル・ソーシャルワーク (以下、「RSW」とする) とは、特別養護老人ホームや障害者支援施設、児童養護施設など入所・通所施設におけるソーシャルワークを指し、フィールド・ソーシャルワ

ーク (以下、「FSW」とする) とは、社会福祉協議会や福祉事務所、児童相談所、医療機関、地域包括支援センターなど地域相談機関におけるソーシャルワークを指している。

3. 調査内容

A 大学社会福祉学科で用いられている相談援助実習評価表 (表 1) 内の評価項目は、厚生労働省・文部科学省連名通知に示されている「相談援助実習の目標と内容」⁷⁾ と社団法人日本社会福祉士養成校協会「相談援助実習ガイドライン」(2008)⁸⁾ (以下、「ガイドライン (2008)」とする) をもとに、2013 年に A 大学で作成されたものであり、本研究期間である 2015

表 1 A 大学で用いられている相談援助実習評価表

問題番号	評価項目
1.	利用者やその関係者、施設・事業者・機関・団体等の職員、地域住民やボランティア等とのコミュニケーションや関係の形成
1	対象 (利用者、グループ、地域住民等) と円滑な人間関係を形成した
2	本人・家族等との面接の進め方や必要となるコミュニケーション技術等を理解した
2.	利用者理解とそのニーズの把握及び支援計画の作成
3	利用者の実態を統計的 (入退所の動向、利用動向等の年間統計) に理解した
4	利用者、グループ、地域等のアセスメントの方法を理解した
5	個別支援計画等、様々な計画の策定方法 (プランニングまでを主として) を理解した
3.	社会福祉士としての職業倫理、組織の一員としての役割の理解
6	利用者の人権尊重の具体的方法 (権利擁護、苦情解決) を理解した
7	業務の中から社会福祉士の価値・倫理判断に基づく行為を発見・抽出した
8	実習施設・機関・病院の社会福祉士の役割・業務を理解した
4.	他職種連携をはじめとする支援におけるチームアプローチの実際の理解
9	職場における他職種とその役割・業務を理解した
10	職場におけるチームアプローチの方法を理解した
11	関連する機関・施設・病院及び専門職の役割・業務を理解した
5.	施設・事業者・機関・団体等の経営やサービスの管理運営に関する理解
12	実習施設・機関・病院の概要 (根拠法令、意思決定過程、予算・決算、事業計画、財源確保等) を理解した
6.	実習先の地域社会への働きかけとしてのアウトリーチ、ネットワーキング、社会資源の活用・調整・開発に関する理解
13	実習施設・機関・病院のある地域の人口動態、生活状況、文化・産業等を理解した
14	実習施設・機関・病院のある地域の福祉課題、生活問題を理解した
15	実習施設・機関・病院のある地域の社会資源の種類や役割を理解した
16	実習施設・機関・病院が実施する行事の意義を理解した
17	地域社会への働きかけの方法等を理解した
7.	実習記録
18	利用者の氏名の記入や記録の取り扱いにおける守秘義務を遵守した
19	実習中のできごとを客観的に観察し、具体的な考察を書いた
20	誤字脱字なく丁寧に書いた
8.	実習生の姿勢・意欲
21	実習施設・機関・病院の出退勤時間や注意事項を遵守した
22	実習指導者への報告・連携・相談を適切に実施した
23	課題に主体的に取り組んだ
9.	総合評価
24	総合評価

年度～2016年度でも用いられている。

ところで、相談援助実習評価表作成中の2013年当時に、新しく見直された一般社団法人日本社会福祉士養成校協会「相談援助実習ガイドライン」⁹⁾（以下、「ガイドライン（2013）」とする）による評価表が発表された。なかでも、評価基準がより具体的な基準に変更されていたため、A大学の相談援助実習評価表は変更された評価基準を反映したものとなっている。

A大学社会福祉学科で用いられている相談援助実習評価表の項目は、9領域全24項目から構成されている。評価項目を作成する際に参考にした、ガイドライン（2008）⁸⁾をもとに、評価項目の内容を説明しておく。

なお、ガイドライン（2008）¹⁰⁾内の中項目は、実習生が経験する項目であり、小項目は、経験を通じて実習生が獲得・到達すべき水準を具体的に示した項目である。

(1) 利用者やその関係者、施設・事業者・機関・団体等の職員、地域住民やボランティア等とのコミュニケーションや関係の形成

ガイドライン（2008）¹¹⁾では、実習生が経験する項目（中項目）として、対象（利用者、グループ、地域等）との関わり方を学ぶことがあげられている。

実習生が獲得・到達すべき水準（小項目）として、対象と関わるができるかがあげられている。

なお、A大学では、利用者との関わり方を学ぶだけでなく、利用者・家族との面接の進め方やその際に必要となるコミュニケーション技術の理解も評価項目として設定している。

(2) 利用者理解とそのニーズの把握及び支援計画の作成

ガイドライン（2008）¹²⁾では、実習生が経験する項目（中項目）として、①利用者の実態を統計的に学ぶ、②対象（利用者、グループ、地域等）へのアセスメントの方法を学ぶ、③個別支援計画等、様々な計画の策定方法を学ぶ（プランニングまでを主として）ことがあげられている。

実習生が獲得・到達すべき水準（小項目）として、入退所の動向や、利用動向等の年間統計について把握し説明できるか、対象を客観的に把握し、担当利用者

のニーズの説明や課題の設定ができるか、実習場面におけるインタークの実施やアセスメントのポイント・手順の説明、プランニングやモニタリング、計画評価ができるかがあげられている。

なお、A大学もガイドライン（2008）¹³⁾に沿った内容で評価項目を設定している。

(3) 社会福祉士としての職業倫理、組織の一員としての役割の理解

ガイドライン（2008）¹⁴⁾では、実習生が経験する項目（中項目）として、①利用者の人権尊重の具体的方法について学ぶ、②社会福祉専門職の価値・倫理を学ぶ、③指導職員から社会福祉士の業務内容を学ぶ、④業務に必要な文書書式の記入内容・方法を学ぶことがあげられている。

実習生が獲得・到達すべき水準（小項目）として、実習先における権利擁護の取り組みや苦情解決の流れの説明や、実習先における社会福祉士業務の説明だけでなく、その業務の中から、社会福祉士の価値・倫理判断にもとづく行為の抽出・説明、倫理的ジレンマの具体例の提示、実習先における個人情報保護・秘密保持の取り組みの説明、実習先で用いられている文書の種類や用途の説明、ケース記録などへの実際の記入があげられている。

なお、A大学では、社会福祉士業務を通して、実習先における社会福祉士の役割の理解も評価項目として設定している。

(4) 他職種連携をはじめとする支援におけるチームアプローチの実際の理解

ガイドライン（2008）¹⁵⁾では、実習生が経験する項目（中項目）として、①職場における他職種・他職員の役割と業務を学ぶ、②職場におけるチームアプローチのあり方を学ぶ、③各職種内・間の会議の運営方法を学ぶ、④関連機関・施設の業務や連携状況を学ぶことがあげられている。

実習生が獲得・到達すべき水準（小項目）として、実習先における他職種とその業務内容・専門性の説明や、チームアプローチの必要性・方法の説明、実習先で開催される会議の目的や運営方法の説明だけでなく、会議の進行、関連機関・施設及び専門職の役割・業務や実習先との連携の必要性の説明があげられてい

る。

なお、A 大学もガイドライン (2008)¹⁶⁾に沿った内容で評価項目を設定している。

(5) 施設・事業者・機関・団体等の経営やサービスの管理運営に関する理解

ガイドライン (2008)¹⁷⁾では、実習生が経験する項目 (中項目) として、①実習先の法的根拠や法律について学ぶ、②実習先の意思決定過程を学ぶ、③実習先の財政や運営方法等の組織構造を学ぶことがあげられている。

実習生が獲得・到達すべき水準 (小項目) として、実習先の根拠法や通知に基づく最低基準等の説明や、実習先の意思決定過程や委員会の役割等の説明、実習先の予算・事業計画や決算・事業計画の説明、実習先の財源の現状だけでなく、財源確保の取り組みや工夫、経営努力の説明、新規・現行事業に関する財団等への助成申請書類の作成があげられている。

なお、A 大学もガイドライン (2008)¹⁸⁾に沿った内容で評価項目を設定している。

(6) 実習先の地域社会への働きかけとしてのアウトリーチ、ネットワーキング、社会資源の活用・調整・開発に関する理解

ガイドライン (2008)¹⁹⁾では、実習生が経験する項目 (中項目) として、①実習先のある地域の歴史や人口構造等の一般的状況を学ぶ、②実習先のある地域の社会福祉の全体的状況を学ぶ、③実習先のある地域のインフォーマルな社会資源を学ぶ、④実習期間中の行事等について学ぶ、⑤地域の組織化の方法等を学ぶことがあげられている。

実習生が獲得・到達すべき水準 (小項目) として、事前学習をふまえ、実習先のある地域の人口動態、生活状況、文化・産業、福祉課題、生活課題の説明や、地域のインフォーマルな社会資源とその役割の提示、実習先で行われている行事の意義の説明だけでなく、その行事の企画や地域住民を意識した新たな行事の提案、地域や当事者団体に向けた広報誌等を企画・取材・編集、実習先による地域への働きかけの説明があげられている。

なお、A 大学もガイドライン (2008)²⁰⁾に沿った内容で評価項目を設定している。

(7) 実習記録

ガイドライン (2008)²¹⁾ではふれられていないが、実習記録の基本的な書き方の実践や実習記録の取り扱いにおける守秘義務の遵守があげられている。

(8) 実習生の姿勢・意欲

ガイドライン (2008)²²⁾ではふれられていないが、実習期間中の出退勤時間や注意事項の遵守や、実習指導者への報告・連携・相談の適切な実施、課題への主体的な取り組みがあげられている。

(9) 総合評価

これまでの 8 領域 23 項目をふまえた総合評価である。

評価基準となる回答形式であるが、前述の (1)～(8) で設定している 23 項目は、「課題を達成していない (1 点)」から「課題を達成し、さらにそれを上回る成果をおさめた (4 点)」と「未経験」の 5 件法である。一方の (9) の 1 項目は、「努力を要する【評価の目安: 60 点～69 点】 (1 点)」から「大変よい【評価の目安: 90 点～100 点】 (4 点)」と「不可」の 5 件法である。なお、「未経験」という選択肢は、評価差を分析するときに限り、除外している。

4. 分析枠組

本研究では、2015 年度～2016 年度の 2 年間のデータをもとに、実習生とその実習生の実習指導者をペアとし、相談援助実習評価表の分析を行っている。なお、社会福祉士実習指導者テキスト (2014)²³⁾によると、あくまでも方法的には共通であることを前提としながらも、実習指導者が実践しているソーシャルワークは、施設・機関の特性や自身の業務をふまえた固有性の強いものであるため、相談援助実習内容もこれをふまえたものになると述べられていることから、本研究では、RSW 実習と FSW 実習に分けて分析する。

本研究における分析枠組は、下記のとおりである。

第一に、A 大学で用いられている相談援助実習評価表の各評価項目において、実習生による自己評価と実習指導者による担当実習生への評価差の現状について、データに対応のある t 検定で分析し、その分析結果をもとに、効果的な相談援助実習教育に向けた今後

の課題を検討する。

第二に、相談援助実習評価表の各評価項目において、実習生と実習指導者との両者間における未経験項目のとらえ方（未経験と回答した人数）の差異をもとに、効果的な相談援助実習教育に向けた今後の課題を検討する。

統計分析については、IBM SPSS Statistics 24 を用いている。

Ⅲ. 倫理的配慮

本研究を実施する上で、実習生への倫理的配慮として、「本研究協力への参加は任意であり、不参加により実習生が不利益になることはない」、「データは研究目的以外で使用せず、個々の回答は暗号化し、個人が特定されることはない」旨を口頭及び書面にて説明し、同意を得られた実習生に限り、研究対象とした。

同意を得られた実習生を担当している実習指導者には、「データは研究目的以外で使用せず、個々の回答は暗号化し、個人が特定されることはない」旨を書面にて説明し、同意書が返却された実習指導者に限り、研究対象とした。

なお、本研究は、関西福祉科学大学研究倫理委員会の承認を得た（14-40）。

Ⅳ. 結果

1. 調査対象者の実習先の概要

調査対象者の実習先の概要は、表2のとおりである。

2015年度では、RSW実習に該当するのべ34施設のうち、特別養護老人ホームが18名（52.9%）と最も多く、次いで、障害者支援施設が8名（23.5%）であった。一方のFSW実習に該当するのべ20機関のうち、社会福祉協議会が11名（55.0%）と最も多く、次いで、医療機関が6名（30.0%）であった。

2016年度では、RSW実習に該当するのべ24施設のうち、特別養護老人ホームが15名（62.5%）と最も多く、一方のFSW実習に該当するのべ15機関のうち、社会福祉協議会が9名（60.0%）と最も多かった。

2. 実習形態別にみる実習生と実習指導者による各評価項目の評価差の現状

実習生とその実習生の実習指導者による各評価項目の評価差を明らかにするために、データに対応のあるt検定を行った（表3・表4）。

その結果、RSW実習では、「10. 職場におけるチームアプローチの理解」「20. 誤字脱字なく丁寧に書いた」「24. 総合評価」に有意差が認められ、実習生が実習指導者よりも低評価であった。また、「18. 守秘義務の遵守」に有意差が認められ、実習生が実習指導者よりも高評価であったが、天井効果^{註1)}が認められた。

表2 調査対象者（実習生）の実習先の概要

2015年度	2016年度
【レジデンシャル・ソーシャルワーク】 (34名)	【レジデンシャル・ソーシャルワーク】 (24名)
特別養護老人ホーム 18 (52.9%)	特別養護老人ホーム 15 (62.5%)
障害者支援施設 8 (23.5%)	障害者支援施設 2 (8.3%)
母子生活支援施設 3 (8.8%)	児童養護施設 2 (8.3%)
介護老人保健施設 2 (5.9%)	介護老人保健施設 1 (4.2%)
養護老人ホーム 1 (2.9%)	デイサービスセンター 1 (4.2%)
児童発達支援センター 1 (2.9%)	母子生活支援施設 1 (4.2%)
情緒障害児短期治療施設 1 (2.9%)	児童発達支援センター 1 (4.2%)
	情緒障害児短期治療施設 1 (4.2%)
【フィールド・ソーシャルワーク】 (20名)	【フィールド・ソーシャルワーク】 (15名)
社会福祉協議会 11 (55.0%)	社会福祉協議会 9 (60.0%)
医療機関 6 (30.0%)	医療機関 2 (13.3%)
地域包括支援センター 1 (5.0%)	地域包括支援センター 2 (13.3%)
福祉事務所 1 (5.0%)	在宅介護支援センター 1 (6.7%)
身体障害者更生相談所 1 (5.0%)	居宅介護支援事業所 1 (6.7%)

表3 2年間のデータにみる実習生と実習指導者による評価差の現状

【レジデンシャル・ソーシャルワーク】

問題番号	評価項目	度数	平均値	標準偏差	t 値
1	対象（利用者、グループ、地域住民等）と円滑な人間関係を形成した	58	2.91	0.708	0.505
			2.84	0.834	
2	本人・家族等との面接の進め方や必要となるコミュニケーション技術等を理解した	55	2.71	0.854	0.976
			2.55	0.789	
3	利用者の実態を統計的（入退所の動向、利用動向等の年間統計）に理解した	39	2.33	0.772	-1.213
			2.54	0.505	
4	利用者、グループ、地域等のアセスメントの方法を理解した	57	2.60	0.842	0.244
			2.56	0.682	
5	個別支援計画等、様々な計画の策定方法（プランニングまでを主として）を理解した	55	2.75	0.865	0.000
			2.75	0.799	
6	利用者の人権尊重の具体的方法（権利擁護、苦情解決）を理解した	54	2.56	0.816	0.129
			2.54	0.693	
7	業務の中から社会福祉士の価値・倫理判断に基づく行為を発見・抽出した	57	2.53	0.826	0.252
			2.49	0.710	
8	実習施設・機関・病院の社会福祉士の役割・業務を理解した	58	2.74	0.870	0.489
			2.67	0.685	
9	職場における他職種とその役割・業務を理解した	58	2.95	0.782	0.248
			2.91	0.732	
10	職場におけるチームアプローチの方法を理解した	57	2.53	0.847	-2.616*
			2.91	0.714	
11	関連する機関・施設・病院及び専門職の役割・業務を理解した	56	2.55	0.829	-0.456
			2.63	0.728	
12	実習施設・機関・病院の概要（根拠法令、意思決定過程、予算・決算、事業計画、財源確保等）を理解した	40	2.35	0.770	0.943
			2.18	0.675	
13	実習施設・機関・病院のある地域の人口動態、生活状況、文化・産業等を理解した	39	2.21	0.732	0.000
			2.21	0.767	
14	実習施設・機関・病院のある地域の福祉課題、生活問題を理解した	44	2.18	0.870	-0.416
			2.25	0.811	
15	実習施設・機関・病院のある地域の社会資源の種類や役割を理解した	48	2.33	0.834	-0.658
			2.44	0.741	
16	実習施設・機関・病院が実施する行事の意義を理解した	54	2.87	0.802	0.882
			2.72	0.811	
17	地域社会への働きかけの方法等理解した	47	2.72	0.852	1.632
			2.47	0.804	
18	利用者の氏名の記入や記録の取り扱いにおける守秘義務を遵守した	58	3.62	0.616	2.849**
			3.26	0.739	
19	実習中のできごとを客観的に観察し、具体的な考察を書いた	58	2.71	0.859	0.574
			2.62	0.914	
20	誤字脱字なく丁寧に書いた	58	2.17	0.901	-3.056**
			2.66	0.928	
21	実習施設・機関・病院の出退勤時間や注意事項を遵守した	57	3.53	0.734	0.275
			3.49	0.710	
22	実習指導者への報告・連絡・相談を適切に実施した	58	3.19	0.687	1.371
			3.02	0.783	
23	課題に主体的に取り組んだ	57	3.07	0.821	1.026
			2.91	0.912	
24	総合評価	50	2.34	0.772	-2.995**
			2.76	0.716	

〈参考〉平均値及び標準偏差の上段は実習生、下段は実習指導者の数値

* $p < .05$, ** $p < .01$

表 4 2年間のデータにみる実習生と実習指導者による評価差の現状

【フィールド・ソーシャルワーク】

問題番号	評価項目	度数	平均値	標準偏差	t 値
1	対象（利用者、グループ、地域住民等）と円滑な人間関係を形成した	33	3.18	0.635	0.751
			3.06	0.747	
2	本人・家族等との面接の進め方や必要となるコミュニケーション技術等を理解した	32	2.81	0.738	-1.315
			3.03	0.695	
3	利用者の実態を統計的（入退所の動向、利用動向等の年間統計）に理解した	26	2.50	0.583	-1.775 +
			2.81	0.634	
4	利用者、グループ、地域等のアセスメントの方法を理解した	32	2.78	0.832	-1.000
			2.94	0.716	
5	個別支援計画等、様々な計画の策定方法（プランニングまでを主として）を理解した	26	2.92	0.845	0.486
			2.81	0.801	
6	利用者の人権尊重の具体的方法（権利擁護、苦情解決）を理解した	34	2.91	0.830	-0.501
			3.00	0.651	
7	業務の中から社会福祉士の価値・倫理判断に基づく行為を発見・抽出した	35	2.74	0.980	-0.520
			2.86	0.845	
8	実習施設・機関・病院の社会福祉士の役割・業務を理解した	35	3.09	0.818	-0.488
			3.17	0.747	
9	職場における他職種とその役割・業務を理解した	35	3.09	0.781	-1.063
			3.26	0.561	
10	職場におけるチームアプローチの方法を理解した	35	3.03	0.664	-0.373
			3.09	0.702	
11	関連する機関・施設・病院及び専門職の役割・業務を理解した	35	2.71	0.825	-1.313
			2.91	0.702	
12	実習施設・機関・病院の概要（根拠法令、意思決定過程、予算・決算、事業計画、財源確保等）を理解した	31	2.68	0.702	1.315
			2.45	0.675	
13	実習施設・機関・病院のある地域の人口動態、生活状況、文化・産業等を理解した	31	2.81	0.749	0.360
			2.74	0.729	
14	実習施設・機関・病院のある地域の福祉課題、生活問題を理解した	31	2.87	0.806	0.158
			2.84	0.934	
15	実習施設・機関・病院のある地域の社会資源の種類や役割を理解した	34	2.91	0.900	0.000
			2.91	0.830	
16	実習施設・機関・病院が実施する行事の意義を理解した	33	2.97	0.770	0.841
			2.82	0.727	
17	地域社会への働きかけの方法等理解した	33	3.12	0.740	1.877 +
			2.76	0.936	
18	利用者の氏名の記入や記録の取り扱いにおける守秘義務を遵守した	35	3.74	0.657	1.291
			3.57	0.558	
19	実習中のできごとを客観的に観察し、具体的な考察を書いた	35	2.89	0.900	-0.661
			3.00	0.874	
20	誤字脱字なく丁寧に書いた	35	2.34	0.938	-4.385***
			3.14	0.772	
21	実習施設・機関・病院の出退勤時間や注意事項を遵守した	35	3.66	0.639	0.215
			3.63	0.598	
22	実習指導者への報告・連絡・相談を適切に実施した	35	3.26	0.780	-0.403
			3.31	0.758	
23	課題に主体的に取り組んだ	35	3.29	0.893	0.442
			3.23	0.808	
24	総合評価	31	2.45	0.961	-4.062***
			3.16	0.779	

〈参考〉 平均値及び標準偏差の上段は実習生、下段は実習指導者の数値

+ p<.10, *** p<.001

一方の FSW 実習では、「20. 誤字脱字なく丁寧に書いた」「24. 総合評価」に有意差が認められ、「3. 利用者の実態に関する統計的理解」に有意傾向差が認められ、実習生が実習指導者よりも低評価、もしくはは低評価の傾向であった。また、「17. 地域社会への働きかけの方法等の理解」に有意傾向差が認められ、実習生が実習指導者よりも高評価の傾向であった。

3. 実習形態別にみる実習生及び実習指導者による未経験項目のとらえ方の現状

実習生とその実習生の実習指導者による未経験項目のとらえ方の現状を明らかにした（表5）。

その結果、RSW 実習では、実習生と実習指導者との間で未経験と回答した人数の差が最も大きかった項目は、「12. 実習施設・機関・病院の概要の理解」「13. 実習施設・機関・病院のある地域の人口動態、生活状

表5 2年間のデータにみる未経験の現状

問題番号	未経験				評価項目
	実習生		実習指導者		
	R (58)	F (35)	R (58)	F (35)	
1. 利用者やその関係者、施設・事業者・機関・団体等の職員、地域住民やボランティア等とのコミュニケーションや関係の形成					
1				2	対象（利用者、グループ、地域住民等）と円滑な人間関係を形成した
2	1	2	2	2	本人・家族等との面接の進め方や必要となるコミュニケーション技術等を理解した
2. 利用者理解とそのニーズの把握及び支援計画の作成					
3	5	3	15	8	利用者の実態を統計的（入退所の動向、利用動向等の年間統計）に理解した
4		2	1	1	利用者、グループ、地域等のアセスメントの方法を理解した
5	2	4	1	5	個別支援計画等、様々な計画の策定方法（プランニングまでを主として）を理解した
3. 社会福祉士としての職業倫理、組織の一員としての役割の理解					
6	1		3	1	利用者の人権尊重の具体的方法（権利擁護、苦情解決）を理解した
7	1				業務の中から社会福祉士の価値・倫理判断に基づく行為を発見・抽出した
8					実習施設・機関・病院の社会福祉士の役割・業務を理解した
4. 他職種連携をはじめとする支援におけるチームアプローチの実際の理解					
9					職場における他職種とその役割・業務を理解した
10	1				職場におけるチームアプローチの方法を理解した
11	1		1		関連する機関・施設・病院及び専門職の役割・業務を理解した
5. 施設・事業者・機関・団体等の経営やサービスの管理運営に関する理解					
12	3	1	16	3	実習施設・機関・病院の概要（根拠法令、意思決定過程、予算・決算、事業計画、財源確保等）を理解した
6. 実習先の地域社会への働きかけとしてのアウトリーチ、ネットワーキング、社会資源の活用・調整・開発に関する理解					
13	4		17	4	実習施設・機関・病院のある地域の人口動態、生活状況、文化・産業等を理解した
14	4		12	4	実習施設・機関・病院のある地域の福祉課題、生活問題を理解した
15	2		9	1	実習施設・機関・病院のある地域の社会資源の種類や役割を理解した
16	1		3	2	実習施設・機関・病院が実施する行事の意義を理解した
17	4		7	2	地域社会への働きかけの方法等を理解した
7. 実習記録					
18					利用者の氏名の記入や記録の取り扱いにおける守秘義務を遵守した
19					実習中のできごとを客観的に観察し、具体的な考察を書いた
20					誤字脱字なく丁寧に書いた
8. 実習生の姿勢・意欲					
21	1				実習施設・機関・病院の出退勤時間や注意事項を遵守した
22					実習指導者への報告・連絡・相談を適切に実施した
23	1				課題に主体的に取り組んだ
9. 総合評価					
24					総合評価

〈参考〉 R：レジデンシャル・ソーシャルワーク、F：フィールド・ソーシャルワーク
（ ）は組数を指している。

況、文化・産業等の理解」であり、次いで、「3. 利用者の実態に関する統計的理解」「14. 実習施設・機関・病院のある地域の福祉課題、生活問題の理解」「15. 実習施設・機関・病院のある地域の社会資源の種類や役割の理解」であった。

一方の FSW 実習では、実習生と実習指導者との間で未経験と回答した人数の差が最も大きかった項目は、「3. 利用者の実態に関する統計的理解」であり、次いで、「13. 実習施設・機関・病院のある地域の人口動態、生活状況、文化・産業等の理解」「14. 実習施設・機関・病院のある地域の福祉課題、生活問題の理解」であった。

なお、RSW 実習及び FSW 実習ともに、実習指導者が実習生よりも未経験と回答している人数が多い項目が目立った。

V. 考察

1. 実習形態別にみる実習生と実習指導者による各評価項目の評価差の現状

(1) RSW 実習

RSW 実習では、「職場におけるチームアプローチの理解」「誤字脱字なく丁寧に書いた」「総合評価」について、実習生が実習指導者よりも低評価であった。

このことから、職場のチームアプローチに関する実習生の理解の程度について、実習生と担当の実習指導者との間で差異が認められていることがわかる。また、実習生は、記録に対する苦手意識や実習全体における課題達成を感じにくい現状もうかがえる。

一方で、天井効果が認められているが、数値をみる限りでは、「守秘義務の遵守」は、実習生が実習指導者よりも高評価であった。

このことから、「守秘義務の遵守」について、実習生と実習指導者の達成目標に差異が認められたことが示唆される。

(2) FSW 実習

FSW 実習では、「誤字脱字なく丁寧に書いた」「総合評価」について、実習生が実習指導者よりも低評価であった。また、「利用者の実態に関する統計的理解」について、実習生が実習指導者よりも低評価の傾向で

あった。

このことから、利用者の実態に関する実習生の理解の程度について、実習生と担当の実習指導者との間で差異が認められる傾向がある。また、実習生は、記録に対する苦手意識や実習全体における課題達成を感じにくい現状もうかがえる。

一方で、「地域社会への働きかけの方法等の理解」について、実習生が実習指導者よりも高評価の傾向であった。

このことから、「地域社会への働きかけ」について、実習生と実習指導者の達成目標に差異が認められたことが示唆される。

2. 評価差の現状にみる効果的な相談援助実習教育に向けた今後の検討課題

本節では、前節の考察をもとに、2013年に新しく見直された「ガイドライン（2013）」や「指導ガイドライン（2013）」も含めながら、効果的な実習教育に向けた今後の検討課題を整理する。

(1) ガイドライン（2013）の小項目に関する三者間共有の必要性

武田（2001）²⁴⁾は、「社会福祉実習の場合は、実習施設の種別により、実習指導者により設定される基準に差があるのは当然かもしれない。また、指導者と学生の相互作用によっても、何が良い実習なのかの判断基準に差が出ることも重要である。こうした意味から本来、実習成果を判定するような評価は一方的に指導者だけが評価するのではなく、実習生を交えて話し合いながら判定していくことが望ましく、このプロセスこそが体験したことを抽象化・客観化し、現実と理論を融合させ、実践力のある援助者を育てることにつながる」と述べている。また、江原ら（2014）²⁵⁾も、「関係者が「評価表」=実習目標を共有して、話し合いながら行うという仕組みを整えることが必要になるであろう」と結論づけている。

このように、評価差が起りうることは自然なことであるからこそ、三者協働のもと、達成目標の共有が求められるものといえる。

なお、実習生と実習指導者との間における達成目標に差異が認められる理由の一つに、実習生や実習指導者が、ガイドライン（2013）内の実習生が経験する項

目である中項目には注目する機会があるが、経験を通じて実習生が獲得・到達すべき水準である小項目に注目していない可能性が示唆される。それは、相談援助実習評価表の評価項目が中項目から構成されているため、実習生、実習指導者ともに中項目には注目しやすいものといえる。そのため、実習生や実習指導者、養成校教員の三者間で、実習前指導から小項目も含めて共有し合うことが大切である。

(2) 実習生と実習指導者による判断基準の把握の必要性

(1) のように、ガイドライン (2013) の小項目を共有しても、実習生と実習指導者との間で、小項目に対する判断基準が異なれば、評価差は改善されにくいものといえる。そのため、実習生と実習指導者それぞれによる各小項目へのとらえ方について、インタビュー調査を実施するなど、双方への丁寧な聞き取りが求められる。

その丁寧な聞き取りによって、実習生の注目しやすい判断基準が明らかになり、実習指導者は、実習形態別や実習施設・機関の種別ごとに、各小項目への重みづけの特徴が抽出されることも想定される。このような試みから得られた研究成果は、仮に評価差が生じたとしても、三者間でどこに焦点をおいて共有すればよいかという見通しも立てやすく、効率的に共有できる三者協働に寄与するものといえる。

(3) 実習生の理解度を段階的に確認する必要性

実習形態を問わず、2年間を通して、実習生が実習全体における課題達成を感じにくい現状がうかがえたことから、実習中だけでなく、実習後指導でも、実習で見聞してきた内容や事例を再考する機会や、自分を振り返る作業がより一層必要になるものといえる。

指導ガイドライン (2013)²⁶⁾では、実習中の実習教育スーパービジョンを活用し、小項目として、「実習課題の達成状況について、教員とともに確認できる」と記されている。このような過程を通して、実習生が自らの興味や関心、長所や改善点を理解できる働きかけや機会を養成校教員や実習指導者が提供することが大切である。また、実習後指導では、小項目として、「実習で学習した内容を抽出できる」「実習を通して自らの成長と今後の課題を確認できる」と記されてい

る。このように、個別指導や他の実習生も交えたグループ別指導を通して、実習生が実習で学習してきた内容を整理することで、自らを客観視することができたり、実習の成果と課題が見えてきたりすることができ、実習の意義を感じられやすく、前向きに実習を受けとめられやすくなるものといえる。

3. 実習形態別にみる実習生及び実習指導者による未経験項目のとらえ方の現状

RSW 実習では、実習生と実習指導者との間で未経験と回答した人数の差が最も大きかった領域や項目は、「施設・事業者・機関・団体等の経営やサービスの管理運営に関する理解」「実習先の地域社会への働きかけとしてのアウトリーチ、ネットワーク、社会資源の活用・調整・開発に関する理解」「利用者の実態に関する統計的理解」に集中していた。

一方のFSW 実習では、実習生と実習指導者との間で未経験と回答した人数の差が最も大きかった項目は、「利用者の実態に関する統計的理解」「実習施設・機関・病院のある地域の人口動態、生活状況、文化・産業等の理解」「実習施設・機関・病院のある地域の福祉課題、生活問題の理解」であった。

なお、本研究結果からは、実習指導者が経験させていないととらえているにもかかわらず、実習生は経験しているととらえている項目が多かった。

ここからも、実習生と実習指導者との未経験項目のとらえ方に差異が認められる要因としては、実習指導者から実習生に対して、評価項目にかかわる経験の機会を提供できない場合に、十分に説明がされていないのか、あるいは、説明されているにもかかわらず、実習生が十分に理解していないのが予想される。

4. 未経験項目のとらえ方の現状にみる効果的な相談援助実習教育に向けた今後の検討課題

本節では、前節の考察をもとに、効果的な実習教育に向けた今後の検討課題を整理する。

(1) 実習指導者と実習生とのコミュニケーションの必要性

本研究結果でも示された「施設・事業者・機関・団体等の経営やサービスの管理運営に関する理解」「実習先の地域社会への働きかけとしてのアウトリーチ、

ネットワーク、社会資源の活用・調整・開発に関する理解」に関する領域や項目と「利用者の実態に関する統計的理解」の項目では、実習形態別を問わず、実習生と実習指導者との未経験へのとらえ方に差異が多く認められた。また、実習指導者は経験させていないととらえている一方で、実習生は経験しているととらえている状況もうかがえた。そのため、実際に経験していないにもかかわらず、実習生は経験しているととらえているため、自らの理解度が乏しいと必要以上に感じている可能性もある。

なお、松岡ら（2013）²⁷は、相談援助実習で得られた理解・説明力に関する自己評価として、実習生が「実習施設の予算・事業計画、決算・事業報告の理解が最も進んでおらず、施設のガバナンスとマネジメント（アドミニストレーション：運営管理）に関する項目が多く存在している。加えて、実習施設を取り巻く地域の理解・働きかけの方法に関する項目も多くなっていることから、実習では理解しにくい要因を把握・解決していく必要がある」と述べている。また、直接、ふれられてはいないが、松岡らの研究結果からは、「利用者の実態に関する統計的理解」に関する実習生の自己評価も低い結果が示されている。

このような研究結果の背景には、実習指導者が経験させていないことを伝えていないために、実習生が未経験であることを理解しないまま、理解度・説明力に関する自己評価を下げている可能性も示唆される。したがって、経験できる場合だけでなく、経験できない場合についても、実習指導者は実習生に「経験できない」ことを伝える必要がある。

(2) 実習指導者と関係者・団体との協働の必要性

(1) のように、経験できない場合には、実習指導者が「経験できない」と実習生に伝えればそれでよいかといえば、決してそうではない。本来は、実習指導者の所属する施設や機関の特性や、実習指導者の置かれている現状をふまえた上で、効率のかつ効果的な教授法や指導に用いる資料の開発を行い、未経験項目が経験できるように改善することが大切である。

荒木ら（2015）の研究²⁸では、高齢者施設の実習指導者へのグループインタビューを通して、実習プログラム内の「施設運営や予算に関する内容、地域の社会資源や歴史・人口構造に関する内容について取り組む

ことが難しい」との声が寄せられていた。その理由として、実習指導者がそれらの業務に従事していないことや、自らの業務との関連が薄く、十分に把握できていないことが挙げられていた。

したがって、荒木ら（2015）²⁹は、施設運営や予算であれば、施設長や事務長などの管理責任者、地域の社会資源や歴史・人口構造であれば、在宅高齢者の支援に従事するケアマネジャー等、実習指導者の業務に限らず、さまざまな職種の業務も視野に入れることに言及し、それらの一つひとつをソーシャルワーク実践という観点から抽出・整理することで、幅広いソーシャルワーク実践を取り入れた実習プログラムの内容を具現化できると述べている。

また、社会福祉士実習指導者テキスト（2014）³⁰でも、都道府県社会福祉士会で実習指導者研修委員会や実習指導法研究会等を設置して、実習指導者と養成校教員が参加し、分野・種別ごとにプログラムのあり方について研究を重ねる方法を提案している。このような方法を重ねることにより、実習で伝えるべきことが明確化され、実習指導者と養成校教員が共有することで、講義・演習・実習指導と相談援助実習との間に一貫性が生まれ、実習の場が実習生にとって知識の統合の場となりうると述べられている。

VI. 結論と今後の課題

本研究では、A 大学で用いられている相談援助実習評価表への実習生による自己評価と実習指導者による担当実習生への評価差の現状と、相談援助実習評価表への実習生と実習指導者との両者間における未経験項目のとらえ方の差異をもとに、効果的な相談援助実習教育に向けた今後の課題を検討してきた。

本研究結果から得られた結論を述べる。

第一に、実習生と実習指導者との間の評価差や未経験項目へのとらえ方の差異が明確に認められた項目については、実習生と実習指導者への聴き取りを通して、養成校教員は、差異が生じる現状の背景を探り、その知見を蓄積することが求められる。

配慮や工夫をしなければ、実習生、実習指導者、養成校教員それぞれの考える達成目標に差異があることは自明のことであり、それにより、実習生の課題達成

が感じにくいことや、実習指導者が指導に対する悩みを深めることのないよう、三者間における実用的な情報共有の仕組みの構築を検討する必要がある。

第二に、実習指導者による未経験となりやすい項目への実践可能なプログラムの開発が求められる。

本研究結果だけでなく、先行研究から、同様の項目内容が未経験としてあげられていることから、プログラム開発を検討することは大変意義深いことである。したがって、それぞれの実習指導者のみで検討するだけでなく、実習生への説明の方法について、養成校教員から助言を受けたり、実習生に提供する資料とともに作り上げたりすることも有効である。また、職能団体による研修の場などを活用し、実習指導者間で情報収集や共有することも効果的である。

今後の課題としては、調査対象者数をさらに確保することと、研究を継続的に行うことである。

調査対象者数を確保することにより、実習形態別だけでなく、実習施設・機関の種別ごとに詳細な分析が可能になるものといえる。なお、本研究の調査対象は、あくまでも有意抽出であるため、代表性を担保できていないことも課題である。

また、継続的に研究を行うことにより、実習生と実習指導者、養成校教員間で改善した試みに伴う効果を測定することが可能になるものといえる。

このように、本研究の取り組みは、一養成校のみの取り組みで終わることなく、各養成校でも取り組むことによって、効果的な三者協働を実現する相談援助実習教育に貢献できるものといえる。

付記

本研究の一部は、「相談援助実習の評価をふまえた今後の実習教育の検討の必要性－実習生と実習指導者の評価差をもとに－」（日本社会福祉教育学会第12回大会（関西学院大学）2016年9月4日）と題し、2015年度分のデータを用いて、報告したものである。

本研究は、平成27年度及び28年度関西福祉科学大学共同研究（一般公募）より助成を受けて行われたものである。

本研究の調査にご協力をいただきました実習生及び実習指導者の皆さま、ご助言ご協力をいただきました先生方におかれましては、心より感謝申し上げます。

註

- 1) 天井効果とは、「平均値+標準偏差」による数値が最大値を超える場合を指し、多くの回答が最大値にあてはまるため、得点分布が高いほうに偏る現象のことである。

引用文献

- 1) 川上富雄「社会福祉士制度改正後の相談援助実習の課題と展望」駒澤大学文学部研究紀要 70 2012年 pp.137-167。
- 2) 江原隆宜・村田泰弘「相談援助実習の「実習評価」に関する批判的考察－「実習評価」の目的、対象、主体・方法－」日本福祉大学社会福祉論集 131 2014年 pp.55-73。
- 3) 文部科学省・厚生労働省通知「大学等において開講する社会福祉に関する科目の確認に係る指針について」2008年。
- 4) 一般社団法人日本社会福祉士養成校協会「相談援助実習指導ガイドライン」2013年。
- 5) 川島恵美「第8章 事後学習のワーク」『ソーシャルワーク実習プログラミングワークブック 実習先・養成校・実習生が協働するメリット』関西学院大学実践教育研究会編 みらい 2014年 pp.138-146。
- 6) 蒲生俊宏・岸野靖子・岡崎利治他「“実習先と構築する相談援助実習におけるプログラム”の質の向上に関する研究」2012年度共同研究実績報告書 2012年 pp.1-20。
- 7) 厚生労働省・文部科学省「相談援助実習の目標と内容」2008年。
- 8) 社団法人日本社会福祉士養成校協会「相談援助実習ガイドライン」2008年。
- 9) 一般社団法人日本社会福祉士養成校協会「相談援助実習ガイドライン」2013年。
- 10) 前掲書8)。
- 11) 前掲書8)。
- 12) 前掲書8)。
- 13) 前掲書8)。
- 14) 前掲書8)。
- 15) 前掲書8)。
- 16) 前掲書8)。
- 17) 前掲書8)。
- 18) 前掲書8)。
- 19) 前掲書8)。
- 20) 前掲書8)。
- 21) 前掲書8)。
- 22) 前掲書8)。
- 23) 川上富雄「第3章 実習プログラミング論」『社会福祉士実習指導者テキスト』公益社団法人日本社会福祉士会編 中央法規出版 2014年 p.141-192。
- 24) 武田加代子「社会福祉実習評価表作成の試み」華頂短期大学研究紀要 46 2001年 pp.39-52。

- 25) 前掲書 2)。
- 26) 前掲書 4)。
- 27) 松岡佐智・田中将太・袖井智子「社会福祉士養成における相談援助実習の実態と課題 (1)－旧相談援助実習ガイドラインからみた実習内容の課題－」福岡県立大学人間社会学部紀要 22(2) 2013 年 pp.35-54。
- 28) 荒木 剛・山本佳代子・通山久仁子・木村美穂子・小田寛子「相談援助実習における実習プログラムを巡る現状と課題－実習指導者へのグループインタビューを中心とした検討－」西南女学院大学紀要 19 2015 年 pp.89-96。
- 29) 前掲書 28)。
- 30) 前掲書 23)。